

海津市地域公共交通会議設置要綱新旧対照表

現行	改正後（案）
（目的） 第1条 海津市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づく<u>地域公共交通総合連携計画</u>(以下「<u>連携計画</u>」という。)の作成に関する協議等及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年国総計第97号)第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通ネットワーク計画(以下「ネットワーク計画」という。)の作成に関する協議等並びに道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。 （協議事項） 第3条 （略） (1) （略） (2) （略） (3) （略） (4) <u>連携計画</u>及びネットワーク計画の策定及び変更の協議に関する事項	（目的） 第1条 海津市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づく<u>地域公共交通網形成計画</u>(以下「<u>形成計画</u>」という。)の作成に関する協議等及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年国総計第97号)第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通ネットワーク計画(以下「ネットワーク計画」という。)の作成に関する協議等並びに道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。 （協議事項） 第3条 （略） (1) （略） (2) （略） (3) （略） (4) <u>形成計画</u>及びネットワーク計画の策定及び変更の協議に関する事項

(5) 連携計画及びネットワーク計画の実施に係る連絡調整に関する事項

(6) 連携計画及びネットワーク計画に位置付けられた事業の実施に関する事項

(7) (略)

(5) 形成計画及びネットワーク計画の実施に係る連絡調整に関する事項

(6) 形成計画及びネットワーク計画に位置付けられた事業の実施に関する事項

(7) (略)